

<元本削減等がなければ発行者が存続できないと認められる場合>

【関連条項】第6条第4項第15号、第7条第4項第10号、第18条第4項第15号、第19条第4項第10号

第6条-Q9 元本の削減又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるとき（実質破綻認定時）とは、銀行又は銀行持株会社に関して具体的にどのような場合を指すのでしょうか。

(A)

バーゼル合意において、その他 Tier 1 資本調達手段又は Tier 2 資本調達手段について実質破綻認定時に元本削減又は普通株式への転換がなされること（実質破綻時損失吸収条項）が求められる趣旨は、破綻に瀕した金融機関を救済するために公的資金が注入される場合に、本来損失を負担すべきである当該金融機関のこれらの資本調達手段が当該公的資金によって保護されることを防ぐという点にあると考えられます。したがって、本邦において実質破綻認定時がどのような場合を指すのかについては、かかるバーゼル合意の趣旨を踏まえ、その時々において有効な法令の下での破綻に瀕した金融機関に係る金融危機への対応の枠組みに照らして判断されることとなります。

この点、本邦の現行法令を前提とすると、預金保険法においては、このような破綻に瀕した金融機関に係る金融危機への対応の枠組みとして、同法に規定する金融機関のうち破綻金融機関又はその財産をもって債務を完済することができない金融機関に対するペイオフコストを超える資金援助（同法第102条第1項第2号）及び特別危機管理（同項第3号）が整備されていることから、現行法令において整備されているこれらの措置と実質破綻認定とを関連付けて整理することが適当と考えられます。

そこで、銀行については、これらの措置の法律上の要件を踏まえ、実質破綻認定時を、(i)預保法102条第1項に定める危機対応措置を実施しなければ我が国又は当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあり、かつ、(ii)業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあり若しくは預金等（貯金等）の払戻しを停止し又はその財産をもって債務を完済することができないと的事实が我が国当局によって認められた場合を指すこととします。

他方で、銀行持株会社については、現行法令においてはこうした金融危機への対応の枠組みは存在しないことから、仮に銀行持株会社が破綻に瀕した場合には、金融危機への対応の枠組みによらずにその処理が行われ、当該処理の過程でその資本調達手段についても損失負担が確定することが想定されます。そのため、現行法令の下においては、その他 Tier 1 資本調達手段及び Tier 2 資本調達手段について、元本の削減等又は損失を事前に完全に負担するための特別の法制は整備されておらず実質破綻時損失吸収条項を規定する必要はあるものの、実質破綻認定がなされなくとも当該条項が求められた趣旨は達成されるものと考えられます。

なお、以上の整理はあくまで現行法令における金融危機への対応の枠組みを前提としたものですので、将来において資本不適格となることのないように、上記(i)及び(ii)の要件に類すると認められる事由について実質破綻認定の内容に含めることも考えられます。

<優先株式等に係る実質破綻認定時の元本削減等に係る特約の取扱い>

【関連条項】第6条第4項第15号、第7条第4項第10号、第18条第4項第15号、第19条第4項第10号

第6条-Q10 銀行又は銀行持株会社の発行する優先株式について、実質破綻認定時に元本削減等が行われる旨の特約をその要項に規定する必要がありますか。

(A)

現行法令を前提とすると、銀行又は銀行持株会社の発行する優先株式であっても、実質破綻認定時に元本削減等が行われる旨の特約をその要項に規定する必要があります。

<実質破綻認定時における元本削減又は普通株式転換特約の取扱い>

【関連条項】第6条第4項第15号、第7条第4項第10号、第18条第4項第15号、第19条第4項第10号

第6条-Q11 実質破綻認定時における元本の削減又は普通株式への転換に係る特約のいずれかを契約上任意に選択することが認められない場合はありますか。

(A)

銀行の発行する資本調達手段の実質破綻時損失吸収条項に関して普通株式への転換を選択するためには、銀行に第3号措置の認定がされる場合には、かかる普通株式への転換が、当該認定に基づき預金保険機構による全株式の取得がなされるまでに全て完了することが必要です。その全てにつき普通株式への転換を完了することができない場合には、元本の削減を選択する必要があります。

<調整項目の対象となる他の金融機関等の範囲>

【関連条項】第8条第6項～第12項、第20条第3項～第9項

第8条-Q10 調整項目の対象となる他の金融機関等である「金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）」の具体的な範囲を教えてください。（平成24年12月12日修正）

(A)

原則として、日本標準産業分類の「J. 金融業、保険業」に該当する事業を主たる事業として営む者及び「K. 不動産業、物品賃貸業」のうち「7011. 総合リース業」に該当する事業を主たる事業として営む者が該当します。また、外国法人についても、これらに準ずる者が該当することとなります。

ただし、「621.中央銀行」や「6616.預・貯金等保険機関」に該当する者の他、金融秩序・信用秩序の維持や金融・金融取引の円滑化等のための公益的な業務のみを専ら行う者については、対象に含まれません。

なお、これらに該当する事業を含む複数の事業を営む者であっても、その主たる事業が上記以外のものである場合には、当該者は調整項目の対象となる他の金融機関等に含まれません。

また、上記に形式的に該当する者であっても、これが実質的にファンドに類すると認められる場合については、ファンド等を通じた間接保有の場合と見なして取り扱うことも許容されます。

<その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置の計算方法>

【関連条項】改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）附則第 5 条

附則第 5 条-Q1 その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置の計算において、「なお従前の例による」こととされる部分の具体的な取扱いについて教えてください。（平成 24 年 12 月 12 日修正）

(A)

以下の表の左欄に掲げる対象の区分に応じ、同表の右欄に掲げる取扱いに従って計算してください。

対象		取扱い	
その他有価証券評価差額金 <u>（注 1）</u>		正の値の場合	グロス評価益の 45%相当額：T2 算入 ^{（注 2）} 上記以外の部分の額：不算入
		負の値の場合	AT1 算入
土地再評価差額金		45%相当額：T2 算入 上記以外の部分の額：不算入	
繰延ヘッジ 損益	第 5 条第 2 項第 1 号ハの括弧書き以 外の部分 ^{（注 3）}	不算入	
	第 5 条第 2 項第 1 号ハの括弧書き部 分 ^{（注 4）}	正の値の場合	AT1 算入
負の値の場合		45%相当額：T2 算入 上記以外の部分の額：不算入	
為替換算調整勘定*		AT1 算入	

※ なお、各記号の定義は以下のとおり

AT1：その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額

T2：Tier2 資本に係る基礎項目の額

（注 1）連結子会社の計上する「その他有価証券評価差額金」及び「土地再評価差額金」の少数株主持分相当額のうち、支配獲得後の増減に係る部分について、自己資本比率算出上は「少数株主持分」から控除し、それぞれ「その他有価証券評価差額金」又は「土地再評価差額金」に合算するという旧告示における取扱いは行わない。

（注 2）旧告示第 8 条第 1 項第 1 号等に規定する「意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段」に該当するものに係るその他有価証券評価差額金を除くという旧告示における取扱いは行わない。

（注 3）ヘッジ対象に係る時価評価差額が第 5 条第 1 項第 2 号のその他の包括利益累計額又は第 17 条第 1 項第 2 号の評価・換算差額等の項目として計上されている場合における

ヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額以外の部分を指す。

(注4) ヘッジ対象に係る時価評価差額が第5条第1項第2号のその他の包括利益累計額又は第17条第1項第2号の評価・換算差額等の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を指す。